

令和3年度第2回  
朝霞市障害者自立支援協議会専門部会  
(地域生活支援拠点)

令和3年7月28日

障害福祉課

別記様式（第4条関係）

会 議 録

会 議 の 名 称	令和3年度第2回朝霞市障害者自立支援協議会 専門部会（地域生活支援拠点）	
開 催 日 時	令和3年7月28日（水） 午前10時00分から正午まで	
開 催 場 所	朝霞市役所 401会議室	
出 席 者	別紙のとおり	
会 議 内 容	別紙のとおり	
会 議 資 料	別紙のとおり	
会 議 録 の 作 成 方 針	<input checked="" type="checkbox"/> 電磁的記録から文書に書き起こした全文記録	
	<input type="checkbox"/> 電磁的記録から文書に書き起こした要点記録	
	<input type="checkbox"/> 要点記録	
	<input type="checkbox"/> 電磁的記録での保管（保存年限 年）	
	電磁的記録から文書に書き起こした場合の当該電磁的記録の保存期間	<input checked="" type="checkbox"/> 会議録の確認後消去 <input type="checkbox"/> 会議録の確認後  か月
	会議録の確認方法  会長による確認	
そ の 他 の 必 要 事 項	傍聴者 0人	

令和3年度第2回

朝霞市障害者自立支援協議会専門部会（地域生活支援拠点）

令和3年7月28日（水）  
午前10時00分から  
正午まで  
朝霞市役所 401会議室

1 開 会

2 議 題

- (1) 第6期朝霞市障害福祉計画について
- (2) 「親亡き後」を見据えた支援について
- (3) その他

3 閉 会

---

出席委員（5人）

部 会 長	はあとぴあ障害者相談支援センター	釧 持 彰 博
副 部 会 長	放課後等デイサービス まいまい	戸 倉 美 砂
委 員	すわ緑風園	吉 田 宏 子
委 員	(株) SHUHARI (元気キッズ)	中 村 敏 也
委 員	ウェルビー朝霞台駅前センター	出 井 誉 浩

---

欠席委員（3人）

委 員	特定非営利活動法人 ユウケア	柳 澤 真奈美
委 員	あさか向陽園	盛 志 帆
委 員	(社) 愛隣館 (グループホームつぐみ)	江 川 和 宣

---

事 務 局	福祉部次長兼障害福祉課長	濱 浩 一
事 務 局	障害福祉課主幹	佐 甲 文 子
事 務 局	障害福祉課障害福祉係長	渡 邊 純 一
事 務 局	障害福祉課障害福祉係主任	芦 田 亜 純
事 務 局	障害福祉課障害福祉係主事	國 重 慶 子

## 会議資料

- ・ 次第
- ・ 朝霞市障害者自立支援協議会専門部会（地域生活支援拠点）委員名簿
- ・ 朝霞市障害者自立支援協議会傍聴要領
- ・ 資料 1 第 6 期朝霞市障害福祉計画より抜粋「第 4 章 令和 5（2023）年度の目標設定」の「1 基本目標」の「（3）地域生活支援拠点等が有する機能の充実」
- ・ 資料 2 朝霞市障害者人数の推移（平成 28 年度～令和 2 年度）
- ・ 資料 3 地域生活支援拠点等の整備について
- ・ 資料 4 【現状や課題等】障害者自立支援協議会地域生活支援拠点部会（H30 年度・R 元年度）会議録から

## 審議内容（発言者、発言内容、審議経過、結論等）

### ◎1 開会

#### ○事務局・芦田主任

それでは、定刻となりましたので、令和3年度第2回朝霞市障害者自立支援協議会専門部会を開催いたします。本日は、御多忙のところ御出席を賜り、誠にありがとうございます。

私は、司会をさせていただきます、障害福祉課の芦田と申します。よろしくお願いいたします。

本日、委員の出席者数は8人中5人で専門部会員の過半数以上であり、朝霞市障害者自立支援協議会専門部会運営要綱第6条第5項の規定により、会議は成立しておりますことを御報告申し上げます。

次に、本協議会の傍聴についてお諮りいたします。本協議会は、原則として、会議公開の立場をとっております。傍聴人がいらっしゃった際には、随時、入室を許可いたしますが、よろしいでしょうか。

御異議がないようですので、傍聴人がいるようでしたら入室させてください。

#### ○事務局・渡邊係長

傍聴人はいらっしゃいません。

#### ○事務局・芦田主任

では、このまま進めさせていただきます。

資料は事前に送付させていただいておりますが、お手元にはない方はお申し出ください。よろしいでしょうか。

では、資料を確認させていただきます。まず、次第が1枚。次に、「朝霞市障害者自立支援協議会専門部会（地域生活支援拠点部会）委員名簿」、資料1「第6期朝霞市障害福祉計画」から抜粋いたしました、「第4章 令和5（2023）年度の目標設定」の「1 基本目標」の「（3）地域生活支援拠点等が有する機能の充実」。資料2「朝霞市障害者人数の推移（平成28年度～令和2年度）」、資料3「地域生活支援拠点等の整備について」、資料4「【現状や課題等】障害者自立支援協議会地域生活支援拠点部会（H30年度・R元年度）会議録から」になります。

よろしいでしょうか。

では、これから会議に入りたいと存じます。会議録作成の都合上、御発言の際には、お名前を名のってから大きな声で御発言くださるようお願いいたします。

これより、専門部会運営要綱第5条第3項に基づき、議事進行を鈎持部会長に変わらせていただきます。鈎持部会長よろしくお願いいたします。

◎2 議題 (1) 第6期朝霞市障害福祉計画について

○釧持部会長

よろしく申し上げます。

それでは、次第に沿って進めさせていただきます。

議題(1)「第6期朝霞市障害福祉計画について」、事務局から御説明をお願いします。

○事務局・渡邊係長

それでは、議題(1)「第6期朝霞市障害福祉計画について」、資料1及び資料2を用いて説明したいと思います。

まずは資料1を御覧ください。こちらの資料は、令和3年度を初年度とする「第6期朝霞市障害福祉計画」の中から、地域生活支援拠点等に関する部分を抜粋した資料になっております。

こちらは、タイトルが(3)「地域生活支援拠点等有する機能の充実」となっておりますが、以前の第5期の計画では、この「有する機能の充実」という部分が、「整備」という表現になっておりました。つまり、国の考え方からすると、第5期のときには整備をしていきたいと思いますというところでしたが、今回第6期では機能を充実させていくということで、一步進んだ形での目標になっておりました。今回の市の計画でもそういった表現を使用しております。

続いて、内容を見ていきたいと思います。真ん中の辺り、「<国の成果目標>」の部分ですけれども、令和5年度末までに、各市町村又は各都道府県が定める障害福祉圏域におきまして、少なくとも一つ以上の地域生活支援拠点等を確保し、年1回以上の運用状況の検証や検討を行うことが国の指針により求められております。

次に、地域生活支援拠点等に必要とされている機能についてですが、下の図を見ていただきまして、「<地域生活支援拠点等の整備一面的整備型一>」という部分になります。まず「相談」、「緊急時の受け入れ」、「専門性」、「体験の機会・場」、真ん中の「地域の体制づくり」の五つが必要な機能ということになっております。

こちらの整備に関しては、地域の実情に応じて、複数の機関が分担して機能を担う体制である面的整備型も国の方針として可能ということを示されております。

朝霞市の考え方はどうかということになるんですけども、真ん中の「<本市の考え方>」の部分を見ていただきまして、朝霞市においては、地域における複数の機関がそれぞれの機能を担う面的整備型を目指すこととしております。現在は、それぞれの機能における個別の体制は整いつつある状況ですけれども、全体としての地域生活支援拠点等の体制は、未整備ということになっております。そのため、今後、この専門部会におきまして、年1回以上運用状況の検証及び検討を行うということで、計画に定めているところでございます。

皆さんにおきまして、計画ではこのように定められているということを改めて共有していただきまして、共通認識を持った上で「地域生活支援拠点等が有する機能の充実」を目指していければと思いますので、よろしくお願いいたします。

資料1の計画の説明としては、簡単ですがここまでとなりまして、続いて資料2を御用意いただきまして、障害者の統計的な数値の部分を簡単に説明したいと思います。

こちらの資料は、朝霞市の障害者人数の推移ということで、平成28年度から令和2年度までの人数の推移となっております。

順番に見ていきますと、(1)身体障害者についてですが、こちら過去5年度載っておりますが、過去3年度で見させていただきますと、平成30年度が合計3,059人、令和元年度が3,072人、令和2年度が3,073人と徐々に増えているような状況が伺えます。

次にその下、「障害種別身体障害者数の推移」ですが、こちらは視覚や聴覚等の障害の種類別の人数となっております。例年、同じような人数比で推移しているんですけども、令和2年度でいくと、特徴的には「肢体不自由」が若干減っているというところと、「心臓」や「膀胱・直腸」が少し増えてきている状況が伺えるかと思えます。

次に、(2)知的障害者の部分ですけれども、㊤・A・B・Cといずれも増えているような状況でして、平成30年度が合計717人、令和元年度が744人、令和2年度が759人と徐々にこちらも増えているような状況です。そしてその下、県の合計人数も見させていただきますと、平成28年度から大体毎年1,000人以上増えているような状況となっております。

続いて、(3)精神障害者につきましてですが、こちらも1級・2級・3級ともに増加傾向であり、平成30年度が合計1,070人、令和元年度が1,152人、令和2年度が1,207人と、こちらもやはり徐々に増えている状況となっております。同様に県の合計人数を見させていただきますと、平成28年度から毎年約3,000人ぐらい増えている状況が伺えるかと思えます。

続いて、(4)は朝霞市の障害者数の合計になりますが、平成28年度は4,591人だったのが、こちらも毎年徐々に増えているという状況で、令和2年度は5,039人と5,000人を超えるような状況になってございます。

最後に、(5)が精神の自立支援医療の受給者数ですが、やはりこちらも毎年度、徐々に増加傾向であり、平成30年度が合計1,995人、令和元年度が2,106人、令和2年度が2,395人と増えているような状況です。

全体的には、身体・知的・精神のいずれの障害者も増加傾向にあることが伺えるかと思えますので、この辺りの数値も皆さんで共有していただければと思います。

簡単ではありますが、議題1の説明は以上となりまして、先ほどの計画の内容と、説明した障害

者の統計的な部分も踏まえまして、是非次の議題（２）の検討の方を進めていただければと思いますのでよろしくお願いいたします。

私からは、以上です。

○釧持部会長

ありがとうございます。

それでは、ただいまの事務局の説明について、何か質問等がある委員はいらっしゃいますか。

中村委員。

○中村委員

定量目標みたいなものの具体的な数字って、これから話すんでしょうか。その五つの目標に対して、言葉は分かったんですけど何が整っていないのかがちょっと分からなかったので、どんな目標値があるのか。

もう一つ、すみません。

障害者数の推移の中で見ていくと、やはり精神の方たちの増え方がすごく多くて、全体的に増えているというよりも精神の方が50パーセント以上を占めているのかなと思ったんですけど、その理解で大丈夫でしょうか。全体的に増えているというところが。

○事務局・渡邊係長

そうですね、全体的に増えていますね。

○中村委員

割合が精神の方が5割以上、増加の中で増えています。50人ですよ。100人増えている中の50人増えているということですか。数字の想像がつきづらかったので、すみません。

○釧持部会長

大方としては、それで合っていますね。

その数の出し方的には、手帳ですかね、事務局。

○事務局・渡邊係長

手帳ですね。

○釧持部会長

見方的には大丈夫ですね。やっぱり増えている中でも占めているという、全体的に。それと、五つのところで、どこができていて、どこが未整備というところによろしいですかね。

○中村委員

全体として、生活支援拠点の体制は未整備になっていますというところだったので、未整備の部分がちょっと分かりづらかったのです。



○釧持部会長

朝霞市の現状でいくと、地域生活支援拠点の整備で一応できているというところだと、市内の緊急時の受入れで「つぐみ」が一つできているというところで。多分、今のところでいくと一番抜けているところは「体験の機会・場」と。あとは全部そうとえばそうなんですけれども。

一つこの中でいくと、一応「緊急時の受け入れ」が1床確保できているというところ以外は、先ほど説明があったように、充実もさせていかななくてははいけないし、整備もしていかななくてははいけないというところになりますという理解で良かったですか。

○事務局・佐甲主幹

今の御質問に市としてお答えすると、何をもって整備かというところだと思うんですね。現在、地域生活支援拠点を正式に朝霞市は整備をしていますというふうに言っているわけではないんですね。

では、整備と未整備、どこで線を引くのというのは、確か去年ぐらいだったか、やっぱり同じように悩んでいる市町村が多くて、県の説明会にうちの職員が出向いたときに県の方がおっしゃっていたのは、それは市町村の判断でいいですという、線が引きにくいようなお答えだったんです。

今回、資料には付けていないんですけれども、年に1回、埼玉県が県内で拠点の整備ができているところはどこの市町村ですという一覧を作っていて。何をもって整備をしたかというのが、それぞれの市町村の判断に任されているので、例えば機能が五つあるんですけれども全部整っていないくても、うちは整備していますと手を挙げているところも今回出てきているんですね。

私たちとしては、何をもって整備しているか、とても悩ましいところなんですけど、中身がここはできているよね、できていないよねというところを根拠にしながら、いつの時点かでは、朝霞は整備していますと言えるものを今後作っていく。それは、事務局の役割だと思うんですけれども、作っていくという方向性にあると考えていただいてもいいと思うんです。

ただ、そのゴールをいつにするかというのは、そこもまた皆さんと議論、意見交換とか御意見を頂きながら、何をもって、じゃあここ、うちは足りないけど、ここで補えるからできたことにしようよという、そういう合意をこの場でいずれですね、できたらいいなというふうに思っています。

こういった計画書に書くときに、できていないことをできたとは言えないので、今現在整備していますというふうに手を挙げていないということをもって、未整備ですという言い方をせざるを得ないので、そんなふうに御理解いただいて。

中身については、今回資料3と資料4で付けたんですけれども、ここ2年間ぐらいかけて皆さんと、朝霞市にはこういう制度がこういうふうに整ってきているよねというのを、それぞれの五つの機能に対して実際どうというのを洗い出したものを付けました。五つの機能を、今実際どうで、

どうあったらいいねというところは皆さん方、共通認識は持ってほしいんですけども。できている、できていないというよりは、朝霞でこれから何があったらいい、どういうことが私たちにできそうというのを、地域生活支援拠点の委員の方々は、皆さん現場を持ってらっしゃる方たちなので、是非現場の声と施設の方、設置数とかね、合わせて朝霞オリジナルの拠点ってこんなイメージというのを今後作り上げていけたらいいなと。そんなふうに思っていますが、そんなイメージのお答えで大丈夫ですか。

○中村委員

ありがとうございます。分かりやすいです。

○釘持部会長

ありがとうございます。

なので、ゴールって決まっていらないですよ。決まっていないから、じゃあここでもうできたということにしちやおうかというのも、簡単ではあるのですが。それでは意味がないので、言わばずっとアップデートしていくというところに合わせて。

その機能も五つ書いてありますけれども、五つが全てでは多分ない。これから、分けていったら6個になるかもしれない、8個になっているかもしれないしというところはあるにしても、一つのそういったものを整備していきましょうというところでの話なので、それを皆さんと進めていけたらいいかなというところでよろしいですね。

では、ほかに議題（1）のところ、先ほどの説明のところ、質問等あれば。

大丈夫ですかね。

それでは、議題（1）はこれぐらいにしまして。

---

◎2 議題（2）「親亡き後」を見据えた支援について

○釘持部会長

議題（2）『親亡き後』を見据えた支援について、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局・國重主事

事務局の國重です。議題2について説明させていただきます。

議題1にて説明させていただきました、朝霞市の障害者数の推移から、どれだけの障害を持っていらっしゃる方が朝霞で暮らしているかということを確認していただけたかと思います。その中で、地域生活支援拠点等の掲げる「親亡き後」の支援について議論をしていただきたいと思います。

第6期朝霞市障害福祉計画でもあるように、地域生活支援拠点は、先ほどもお話がありました

が、まだ未整備というところではありますが、今ある機能の充実を図っていきたいと考えております。そのためにも、全体の障害者数のうち「親亡き後」に困るのは、どういう方かを今会議にて委員の皆さんと話し合い、共通認識として、「困る方」の条件を確認したいと思っています。その条件を基に、その方たちに対して今後、予防的介入にいかに取り組めるかを皆さんと共に考えていければと考えております。

今年度の、今の事務局としてのスケジュールですけれども、今会議にて「困る方」についての共通認識の洗い出しを行って、今会議後にその条件に合う方がどれくらいいるのかを事務局にて数値化し、その数値化された方たちに対して、どうアプローチしていけるかを第2回会議にて考えて行ければと考えております。

今年は、地域生活支援拠点等が有する機能の充実のための実態把握としての土台作りができればいいと考えております。

説明が長くなりましたが、まずは、最もハイリスクな方の条件とは、どんな条件か。介助者が突然いなくなった場合、入院する、亡くなるなどした場合に、本当に今日困るのはどういう方か、どういう項目に該当する方になるのかを話し合っていたきたいと思います。

事務局からは、以上になります。お願いします。

#### ○釧持部会長

それでは、今の御説明を受けまして、今日話し合いを進めていただきたいのが、確認しますけれども、親亡き後、困る方というのはどういった方かというところで、困るであろうという方の条件。こんな人じゃないかなという。皆さんが体験したところから洗い出して行って、じゃあそういう当てはまる人って、どれだけの数があるんだろうねというのを、次回に挙げて出してきてもらう。これだけの数があるんだというのを把握して、2回目以降、じゃあそういった方々に、どういったアプローチができるかというところを話していくということで、よろしいですかね。

それではですね、忌憚のない会議をしていただければなというふうに思います。人数も人数ですので、回っていっちゃっていいですかね。

#### ○吉田委員

すわ緑風園の吉田と申します。よろしくお願ひいたします。

当施設、施設入所の生活介護、短期入所は日中の一時支援ということで事業をしておりますけれども。やっぱり緊急で短期入所を御利用されるという方は、親御さんが主な介助者。高齢の親御さんと障害をお持ちの、知的障害の方が大体お二人で暮らしていらして。突然お亡くなりになる。

今もちょうどそういう方が、救急、緊急で親御さんが病院に運ばれたんですけれども、急に亡くなられて、うちに短期入所してらっしゃる方なんです。そういうケースも多いですね。

あとは、入院されて。御高齢というと、どうしても入院するリスクというのが高いので、やっぱり高齢の親御さんと二人で生活していらっしゃる。日中は通所施設にいらしていても、日中だけですのね、どうしても。親御さんがこういうことになると、今後どうするかというところで検討せざるを得なくなってくる。そういうケースは多いですね。

○釧持部会長

高齢の親御さんのみで見ているという感じ。

○吉田委員

そうですね。例えば御兄弟がいても、ちょっと御兄弟は介護が難しいという場合が多いですね。御結婚されて家を、まあ同居されていても学生だったりとか。あとは、ほとんど家を出ちゃっている方がやはり多いですよ。どうしても。御兄弟と御両親と同居していらっしゃるケースというのは、余りお聴きしないですね。

○釧持部会長

家を出ていなくても、学生に限らず働いていたり。

○吉田委員

ある程度の年齢だと普通は結婚していなくても、家を出て一人、御家族、自分の御兄弟のケースは。残されるのは、御高齢の親御さんと障害をお持ちの御本人というパターンですよ。やっぱりね、大きな問題だとは思いますが。8050とかね。いらっしゃる方、そういう方が多いですね。

○釧持部会長

とりあえず、お話を伺って行って、例えば吉田委員のお話のところ、その障害の方って、どういう障害の方が多いですかとか、何かあるとは思いますが。一端それで聴きたいことって上がってくると思うので、それはまた皆さんで思っていただいて、後で出していきます。

出井委員。

○出井委員

就労移行支援と定着支援を行っています。ウェルビーの出井と申します。

ちょっと行っている事業体的に、そこまで生活の部分というところで急を要するという方は、そこまではいらっしゃるかなとは思いますが。やっぱり定着されている方で、正に今、御両親とかお父さんが、ちょっと重篤な状態になっていてというところで気持ちが落ち込んでしまって、休職というふうになっている方がいらっしゃるんですね。

その方が、こちらに御連絡をいただけているという関係性ができていたから良かったんですけども、そこで連絡がなかったとしたら会社からは連絡が来ないし、その御本人からの連絡がないと

いう状態で、しばらく御本人のみで過ごされるということが起こり得るんじゃないかなとは思って  
いまして。

なので、どこかしらにつながっているというのがもちろん一つではあるんですけども、関係性  
がやっぱり取れているというところがあったから良かったものの、ない方というんでしょうかね。  
インフォーマルなところでももちろん、何か関わっている方っていらっしゃると思うんですけど  
も、そこからちゃんとフォーマルな部分に、インフォーマルな支援をされている方が、ちゃんとつ  
ながってくださっているのかどうかというのは分からないところでもありますので、ちゃんとそうい  
ったフォーマルな部分につながりを持っているというんでしょうかね。そういう方が、どれぐらい  
いらっしゃるのかというのが、先ほどの障害者人数の推移というところであったんですけども、  
実際に手帳をお持ちの方が、どれぐらい福祉サービスとか何かしらの形で登録されているのかとい  
うところであれば、把握とかもしやすいのかなとは思ってはいるので。そこで全く登録されていな  
い方というのは、やっぱり何かあったときに困るのかなというのは。

先ほどもちょっと8050の問題で、和光市の団地とかで、よくそういったお話を伺うというこ  
とをほかの支援者の方からもお話を聴いているんですけども。やっぱり引きこもりの方が、どこ  
にもつながらないで親御さんが高齢化してというお話は、結構和光市の方で聴いたり。あとは、東  
上線の奥の方の小川町の方とかでも、結構その手の問題があるというのは、役所の方にお伺いをし  
たことがありましたので、やっぱり誰にもつながりがいい方というところが、一番こういったとき  
に困る方なのかなというところで、私としての認識をお伝えしたいと思います。

以上です。

#### ○釘持部会長

ありがとうございます。

#### ○中村委員

児童発達支援の保育園をやっている、元気キッズの中村です。

ちょっと余り想像がつかなくてですね、児童に関わっているので、お母さんが亡くなっちゃった  
ら、みんな困るけどというような想像しかできなかつたんですけど、これは障害者の支援のことで  
限定されている話ですよ。お父さん、お母さんが亡くなって困る方が障害者に起因している方の  
話をするべき場所ですよ。

例えばみんな結構困っているのが、僕が身近に感じるのは、例えばヤングケアラーの問題で、貧  
困世代だと特にすごく多いんですけど、保育園のお迎えも若い子たちが来てるとかあったりしたり  
とか、そういった問題点が多分これに起因してくるのかなとか。

例えばお母さんが認知症になってしまいました。精神疾患を持ってしまいました。やっぱり身の

回りのことを高校生とか中学生の子たちがやっていたりして、保育園のお迎えに来ますとかいうケアもあったりするので、そこら辺の方たちはちょっと違うかもしれないですけども、親がいない状況だったりとか、過度にケアをしなくてはいけない存在が若年層に来ている問題というのが何かここにあるのかなと感じました。あとは、よく捉えきれなくて、問題が。

○釘持部会長

ありがとうございます。

○戸倉副部会長

私も放課後等デイサービスで主にお子さんの学童で来ているところなんですけれども、やっぱり卒業していった方の話とかを聴きますと、親御さんだけが面倒を見ているという御家庭と、あとは障害が重度であればあるほど全介助。車椅子に乗って身体障害で全介助というお子さんの場合は、なかなか代わりの方がいらっしゃらないとか。

あとは、うちに来ているお子さんなんかだと強度行動障害のお子さんで、やっぱりなかなか新しい環境になじめないとか、そこでも大パニックで施設とかでも見きれないとか、そういう方が大変になるんじゃないかなと想像します。

あと、今中村委員の御発言に關すると、うちに来ているお子さんでも、やっぱり単身家庭で小学生の間はうちに毎日来たので、家庭環境から何から、いろいろ面倒見られたんですけど。中学校に行って、うちに来る回数がなくなると、その子の生活自体を見る人がいない。今もたまになるべくうちに来られる日は預かろうということ。

うちは家庭に送迎をするので、いつも家庭の様子を見るんですけども、なかなかすごい状況の中で暮らしているお子さんを、どう面倒を見ていくのか。

一つの課だけでは、とてもあれなので。いろんなところの人が関わって、学校の先生から、重要なところから市の方、やっぱりそういうたくさんの方の関わりがあって方針が決まっていくと思うんですけど、そこが今ちょっと難しいかなと。親がいてもいない状態、その辺ちょっと感じました。

○釘持部会長

ありがとうございます。

今お話を伺ってきて、私が見てきた中で、こういう方たちなのかなというのをざっくりですけども。先ほどおっしゃったように福祉サービスを利用していない方、引きこもりの方であったりとか、障害が重度の方、先ほどの行動障害の方々もそうでしょう。あとは、親御さんが片方の場合、ヤングケアラーの問題もありますけれども、ここはまた、それだけで切り取れそうな問題ですね。この後の流れでちょっと確認しますけれども。

まず、今日やりたいのが、例えば今言った人が、どれくらいの数いるのかというのを、今この状態で次回までに出してきてねと言うと、すごい困ると思うんですね。広すぎて。ですので、条件を出していった方がいいかなと思うんです。

例えば福祉サービスを使用していない方というふうにするといっても、お手元の資料にありましたけれども、障害の種別がどれだけというところで、手帳を持っている方でというようにやると多分すごい数になると思うので。その方にその後、どういうアプローチをしていこうかといっても、多分大変なことになっていくと思うので、ある程度絞りながら、そこから広げていくというふうにした方がいいのかなと思うのですが、いかがでしょうか。よろしいですかね。

では、条件を幾つか出していって、その数を次回ここで出してもらおうというような形でいいですかね。では、出していきましょうか。

○中村委員

一番分かりやすいのはインフォーマルというか、つながっていない人とつながっている人の差というのが分かりやすそうな気がしました。手帳を持っているけれども福祉サービスを使っていない方の差だけでも結構な具体例になるのかなとは思いました。

○釧持部会長

それも全部じゃないですか。手帳を持っている全部の方。例えば身体障害で1級から6級まで全部という話にするのか。

○中村委員

この問題点は、例えばどこが解決する問題なのかの優先順位。例えば命に関わることなのか、生活に関わることなのかの順序で変わってくる気がするんですけど。どの視点に対してでしょうか。

○釧持部会長

どの視点にしましょうかということですね。親亡き後に困る人って、多分みんな困る。

○吉田委員

そのインフォーマルについて、重度の、手帳で言えば知的障害で言えば㊤とかいう方、大体何かしらのサービスを使っているはずだとは思いますが、その重い方が何もそういうサービスを使われてない方の洗い出しとか。そういう重い方からという、これだけ重いのにという、そういうところはあるのかなと思います。知的障害者もすごく幅があるので、それこそ㊤からCという、随分もう、Cになれば、そんなに使っていない方も、もちろん多いとは思いますが。

ただ、子供とかになると、私も児童の方はちょっとあれなので、成人の方なので分かりませんが、成人の知的障害で言えばそうかなという感じはします。

○中村委員

すごくざっくりとした意見なんですけれども、収入という軸もあるのかな、ちょっと。それは、難しいかもしれないですけれども、収入が高ければそれだけ手が届く方が多い気がしていて、貧困になればなるほど地域のつながりとか、知識の面とか行動できる範囲とかいうのが限られている気が、実体験としてですね、数字は知らないですけれども。何か収入の関係がある気がすると思います。

○釘持部会長

この数というのは、絞れるかもしれないですね。

例えば今、吉田委員がおっしゃったように、知的のところでは言ったら、例えば④の方で使っていない方で収入が低い方。

○吉田委員

親がそれこそ丸ごと一日見ているとか、家で見ているというのはすごくリスクが高いと思うんですよね。御高齢かどうか分かりませんがね。ただ、④の方が自宅にいて御家族がずっと見ているというのは、相当ハードではなかろうかとは思いますが。

○釘持部会長

親御さんの年齢にもよりますよね。

○吉田委員

そうですね。あとは御自身の年齢にもよると思うんですよね。

○釘持部会長

手帳の区分はあるけれども年齢もありますよね。

○事務局・佐甲主幹

今回、児童、子供を見る方が委員の中にお二人いらっしゃるの、これ、そもそも何でこの地域生活支援拠点の整備という話が国から出てきたのかというのは、キーワードは障害者の重度化と高齢化なんです。なので、児童でも子供でも気になることがいっぱいあるんですけれども、まず大人を想像していただいて仕組みを作って、そこの中に、もしかしたらこれ子供も使えるよね。あるいは、子供はこれじゃ駄目だからこうだねというふうにしていった方が、もしかしたらイメージを共通のものにした方が話しやすいかなというふうには思っています。

さっきの親の年齢って子供を主人公にした親の年齢と、すわ緑風園のイメージする親となると、多分世代が二つぐらい違っちゃうので、あくまで最初は入口なので。ここで今私たちが、なぜしたのかというと、さっき五つの機能ってお話はしたんですけれども、結局そういった機能を整えても中を動かさないことには。五つの機能で、それぞれの資源があったとしても、それをうまく回して



いくことが必要だし、幾らあったとしても、そこにうまくつながらないと使えないじゃないですか。ですので、さっきの整備とはまた軸が別で、どういう人が困るよねとなると、拠点これから整備するのに何を優先して整備をしないといけないかということのヒントになると思うので、イメージは大人のイメージで話し合っていていただいて、障害者の重度化、高齢化というキーワードで、皆さん方のイメージを少し絞って話し合うと具体的なものも出てきやすいかなとは思ったんですけども、部会長、いいですか。

○ 釘持部会長

ありがとうございます。

とりあえず皆さん、いろんな立場の方がいらっしゃるんで、まず出してみて、いろいろ詰めていけるといいかなと思っていたところなので。今、出たところで、確かにこの地域生活支援拠点整備のところと言うと、今、正に直面する問題と考えると、要は8050辺りのところというのがイメージするところ。お子さんのところとかというところは、この先長いかもしれないですけども、いずれ当たる問題ですね。

事務局から話もありましたけれども、確かに上のところをやっておくと、じゃあ、そうならないために若いときからこんなアプローチがというところは見えてくるかもしれない。ですので、ちょっと一回絞るのも8050辺りのところに絞って、どんな数字が出せる、出してもらう。それでアプローチしていこうかという方に持って行くのでよろしいですか。そうしたら、どういう数字を出してきてもらいましょうかというところを絞っていきましょう。

どう進めましょうか。どうしても皆さんの中だと一番関わりが深いのは知的の障害のところになりますか。さっきの前提の話で冒頭にありましたけれども、数が伸びているのは精神。

○ 吉田委員

すわ緑風園の場合は、うちは施設入所なので、亡くなられても困るというか、もちろん必ず親御さんは亡くなっちゃうわけで、亡くなくても、すわ緑風園にいらっしゃるということで、その辺りは安心というのはあるとは思うんですけども、ただ、世の中の流れとしては施設入所よりは、もっと別の形というような方向性で行きますのでね。

○ 釘持部会長

さっきの話じゃないけど。

○ 吉田委員

制度的な話になっちゃうのであれですけどね。

○ 釘持部会長

つながっているとか、中に既に入所されているという方であれば、そうなのかもしれないですけど

ど。もし亡くなったら、すわ緑風園を必ず利用できるというようなキャパとかあるなら、また話は違うんでしょうけれども。

○吉田委員

そうそう、そうなんですよね。だから、そうならないために。

○釧持部会長

まず、どんな数を出してもらいましょうか。

○事務局・佐甲主幹

まず1、どんな人か。

○釧持部会長

出してもらおう。親亡き後に困る人。

○戸倉副部会長

上の方に発達支援以外に言って、あそこに書いてあるところからすぐ取り出すと、高齢の親と同居して、ほかに援助する人がいないとか。

あとは、その下で、フォーマルな制度につながっていない。あとは、そういう制度にもつながっていないとか。あとは、障害が重度。

○釧持部会長

ほかに見る人がいないというのは、追にくいですよ。普通、同居していても分からないですよ。でも、親御さんが。

○戸倉副部会長

これがもし相談の方に掛かっている方だったり、日中どこかに行っている方だったら、その人の背景がある程度つかめているとか、そういうことがありますよね。

ただ、その二番目のどこにも制度がというと本当に近所の民生委員とか、市の方。

○釧持部会長

どうでしょう。今の条件で高齢の親御さんと同居していて、フォーマルな制度につながっていないくて、障害が重度の方という数を出していただいて、この後の議論につなげていくというところでのよろしいですか。

そうしたら、その条件を更に絞らないといけない。例えば高齢の年齢を何歳以上とか。

○戸倉副部会長

高齢じゃなくても病気の親御さんでも。

○吉田委員

親御さんが精神疾患をお持ちとか、結構いらっしゃるのではないかなという気がしますよね。

○戸倉副部長

高齢の方がリスクは高いけれども、今現在そういう形でリスクがある御家庭の方が。

○出井委員

ある程度、課税状況とかで見えてくるものなんじゃないかな。そういうのって結構。同居されている方が全くそういった部分の状態になったりしたら、ある程度見えてくるのかなど。数値的に言えば、どうしてもここら辺になってくると程度が何とも数値化しづらいところではあるのかなとは思うので。

○釘持部長

一度、我々が欲しいなというものは出してみたいと思います。ただ、それが可能かどうかというのはまた別として、こういうの知りたいよね、を。事務局として調べるのか、壁もあるでしょうから難しいというところもあるとしても、こういうのがあると議論もしやすいというところで。完璧に望んだものを全部出してくださいはいきついと思うので。ただ、自由な意見、こういうのがあるといいよねというところを出していただくといいかもしれない。

年齢は一つ、見た方がいいと思うんです。80歳以上にしますか。高齢の親御さんの年齢。

○吉田委員

言い方あれなんですけどね。

どこかで区切る方が分かりやすいですよ。

○出井委員

後期高齢者とかで区切るとかという。

○戸倉副部長

後期高齢者だと75歳ですか。

○釘持部長

一つ基準ではありますね。79歳まで平気だけどというわけではないですけどね。

○事務局・佐甲主幹

一つ、後期高齢者。75歳以上。

○出井委員

実際、入所されている方だと親御さんって、どれくらいの年齢層とかが多かったですか。

○吉田委員

この間の近々で親御さんが亡くなって短期利用してる方で、七十、八十いったかな。八十前半だった気がします。あと、この間利用者の親御さんが亡くなって、93歳。ちょっと年齢、若い人

は本当に若くして亡くなられるので、ちょっとはっきりどれくらいからとは言えないんですけど。

○釧持部会長

一つ、出井委員おっしゃったように、じゃあ何で75歳なのといったときに、後期高齢者でというところというのが一つかなとは思う。とりあえずよろしいですか。

親御さんが75歳以上で同居ですよ。さっきのお話であると、もし可能であれば年齢限らず親御さんが何かしらの手帳を持っているとか、支援を使っているとかというところが一つですね。これ、いわゆる介助者。そうすると、そっちは年齢問わず。

2番目が年齢問わず。親御さんの年齢。

○吉田委員

親と同居って御両親健在か、片方だけかって大きな違いだと思うんですよ。その辺りとか、どっちかというのを付けた方が絞れるのかなとは思うんですけど。

○事務局・佐甲主幹

親の年齢が75歳以上で、なおかつ単身。本人がいて、ここに親がいて、ここにどういう条件を当てていくか。それ以外に、例えば両親そろっているとか、兄弟がいるのかとか。その方が分かるかなと今ちょっと思っ。

○釧持部会長

兄弟がいるとか、いないとかいうのがあるので、親御さんがいるのか、いないのか。

○事務局・佐甲主幹

まずここら辺で。

○釧持部会長

例えばこういう条件ですね、片方。親御さんが片方で75歳以上。障害の手帳を持っていたりとか自立支援とかと使っている場合は年齢問わず。

○戸倉副部会長

子供は、やっぱり学校にいらるのでいろんな目があるんですよ。

○釧持部会長

本人の年齢。

○戸倉副部会長

本人の年齢を、やっぱり学校に行っている間はいろんな目があるので、よりフォーマルとなる

○釧持部会長

高校卒業後みたいな感じ。

○事務局・佐甲主幹

いわゆるそこまでは、より困るところはない。

○鈎持部会長

少なくとも学校とかでつながっているからというところですよ。そうすると、年齢が18、20で一回切ってみますか。兄弟の扱いは。

○戸倉副部会長

ここすごく難しいですよ。まずはいるか、いないかですけど、いても見れるのか見れないのか。例えば家庭の状況をよく分かっている相談員がいて、親御さん以外にも支援してくれる人がいますよとなればリスクは下がるでしょうし。兄弟がいる、いないとかいうよりも親以外に支援者がいない。

○鈎持部会長

ほかのサービスにつながっているところで一つ。

○事務局・佐甲主幹

ここら辺の家庭の状況。

○鈎持部会長

数を出すに当たっては多分、ここは特に条件なしでいいですかね。個々のケースによって。

○事務局・佐甲主幹

そこまで誰がどう数を把握できるのか。

○鈎持部会長

さっきの話で、サービスにつながっている相談事業所が入っているところがあれば、ここがどういう状況なのか、もちろん全ては分からないですけども、いるとか、どんな感じの関係性だとかいうところがあれば、リスク的に把握できると考えたら、ここは今の段階で次回、出してきたところと言うと、特に何か条件を付けなくても、いるとか、いないとかというのは、そんなに気にしなくていい。いいですか。

○事務局・佐甲主幹

親亡き後に困る人はって、すごいざっくり書きちゃったんですけど、いつ困るか。要は将来的に、いつ困るかなんです。この五つの機能の中で「緊急時の受け入れ」とあるのは、急に親がお風呂場で倒れましたとか、うちでも事例ありましたけれども、そういったときに困るんですよ。

将来困るのは、多分みんな困るから、私たちだってそうだし。だから、将来まで幅広げちゃうと恐らく際限ないから。

○吉田委員

ちょっと広過ぎちゃったかなと、年齢をね。今となると、病気やある程度高齢でなくてもと入れちゃうと、ちょっと幅が広過ぎちゃうのかなと思ったりしたんですよね。

まず困るのは親御さんの余命が短いと思われる方のところが、やはりリスクとしては非常に高いんだろうなと、絞ってもいいのかなとは思ったんですよね、ちょっと広すぎるかなと。

○釧持部会長

逆に言うと、ここもそこまでじゃなくて、且つみたいな感じだと更にという感じですよ。

○吉田委員

ちょっとどれぐらい把握ができるのかというのは私も分からないんですけど。ちょっと大変なのかな、広すぎて。

○戸倉副部会長

もう一度おっしゃっていただいてもいいですか。

いつ困るといのは、今さっき例で出したみたいにお風呂場で転んで、そうしたらもう後を見る人がいない。

○事務局・佐甲主幹

今晚一人で過ごせない障害がある人が、一人を取り残されてしまったとなったら困りますよねというレベルでもいいかなと。優先度、一番困る人、これを出してから広げていってもいいかな。まず、そこの体制で最低でも整えれば、もうちょっと条件がなかった人は、もうちょっとできるかもしれない。今晚困る人というのはどうでしょうかね。

○中村委員

あとは、御夫婦で住んでいらっやって、一人が認知症で介助者が亡くなってしまった場合も困る。

○吉田委員

そうですね。

○戸倉副部会長

子供とは限らない。

○中村委員

そうすると、要介護の方というのものもある。

○事務局・佐甲主幹

どこまで広げるか。多分、いろいろな困り方があって際限なく困ると思うんですけど。まず、私たちの手の内ではできるのは何かなのを考えてもいいのかなと思っていて、そうすると高齢者

も困るけれども、どうしても介護保険にバトンを渡さざるを得ないとなると、障害者のことを考える私たちからすると、バトンを渡す相手がいれば、ちょっと優先度は次でいいかな。私たちにしかできないことと、私たちの目の前に今日登場してしまうかもしれない困る人って、どういう人というところにすればいいかなと。いっぱい広がりますね。

○出井委員

でも、生活拠点として相談があったときに、メインで対応する緊急性の高い方となってくるという事ですよね。

○事務局・佐甲主幹

そうですね。

○中村委員

高齢の方で認知症でとなってくると、生活拠点では相談に来たとしてもメインでやるかって言われたら、別のところに渡していくような形になったりとか。

○事務局・佐甲主幹

バトンを渡せるところがあれば、そこにバトンを渡して。渡せないところのものは、私たちが責任を持ってやらねばならないというイメージでいいかな。そういう視点も、もちろん入れながら考えなければいけないんですけれども、いっぱい広がっちゃうので。

○釧持部会長

一つ整理してもいいですか。「困る人は」ってなっているからあれなんですけれど、誰が困るかというところをちょっと押さえておかないと。親御さんが困る、この子どうしようかというふうな困るもあるだろうし、本人が私どうしようと困るというのものもあるから。

今は、前提とすると本人ですよね。親御さんが、この子どうしようというふうに困るのは、あると思います。今、前提として「親亡き後」だから、兄弟も困るかもしれないですよね、そうじゃなくて本人。

○中村委員

でも、本人が肢体不自由になってしまいました。障害を抱えました、御夫婦で住んでいますというパターンも同じですよ。要は、介助が一人だけしかいないよという方は、緊急性が高い。本人の年齢は問わず。

○釧持部会長

御夫婦で、例えば事故とかで。

○中村委員

介助者が一人しかいないという視点だと緊急性が高い気がします。同居されている介助者が一人

のみ。

○戸倉副部長

分からなくなった。これは障害の自立支援協議会だから、介護の問題は介護の方で考えてくれるんですよ。

○事務局・佐甲主幹

制度としては。

○中村委員

障害のところという感じですよ。

○事務局・佐甲主幹

ただ、今中村委員がおっしゃったように高齢の方をイメージすると、これそうかなってやっぱり思っ。これって高齢の御夫婦を想像したけれども、障害でも当然通じるよねとは思。お父さんと二人暮らしで、障害がある人が今晚どうしようみたいな事例もあったので。そうすると年齢に限らず、要は本人の介護、介助をしてくれる人は親しかいないという状況で生活をしてた人って、今晚困るよねとなるとどうかなとかね。

いろいろな皆さんの御経験の中で想像していただいて。ただ、絞るときには障害者というところでは絞りたいんだけど、想像するときにはいろいろな場面とか、いろいろな事例を想像していただくといいんだろうなというふうに思いました。

○釧持部長

果たしてどういった数字を出しているのかな。介護者が一人だけというのは、追えますか。

○事務局・佐甲主幹

住民基本台帳上ですよ、住民基本台帳上だからごめんなさい。世帯分離とかしていたらもう分からないけど。

○釧持部長

出してみたらという気はする。

○事務局・佐甲主幹

住基上で二人、あるいはサービスを使っている人とかだったら。

○釧持部長

介護者が高齢で、一人のみで。

○中村委員

本人の障害度合いとかと関わってきますね。



○釧持部会長

そうですね。それで、18歳以上。

○事務局・佐甲主幹

そうすると、重度。障害種別とか、さっきの㊤の話。あと、身体、知的、精神。

○中村委員

重度の定義が何かちょっと。

○事務局・佐甲主幹

定義じゃなくて、どのくらいのイメージかなと。さっきすわ緑風園の、A、㊤だね。

○吉田委員

今、自分で身の回りのことができない方ですよ、要するに。困っちゃいますよね。

○事務局・佐甲主幹

そうですね。

それって例えば障害の種別とか等級とかどんなイメージですか、すわ緑風園では。

○吉田委員

うちは施設入所なので、区分4以上じゃないと利用できなくて、ほとんどAか㊤の方ですね、ほぼうちの利用者の構成としては。ここで言えばAか㊤がいわゆる重度とかかな、強いて言えば㊤になると思うんですけど。

それも区分でも行動障害とかの方も入るので。そうすると身の回りのことはできちゃうという方もいらっしゃるの難しいんですよ。どうやって区分を分けるのがいいのかって難しいんですけど。

○釧持部会長

例えば今の知的障害で言ったら㊤、Aですか。

○吉田委員

㊤がやっぱり一番リスクが高いですよ。絞るのであれば㊤です。あとは、実際にちょっとそれだけでは分からない部分もあるので、もし広げていただけるんだったら、Aも入れていただければと思いますけれども。

○釧持部会長

㊤で何人、Aで何人というのは、できますか。

○事務局・佐甲主幹

できるんじゃないですか。あとは、何をどう抽出するかですけど。さっきすわ緑風園の方が言った身の回りのことができないとなると、A以上かなという感覚ですよ。

○吉田委員

そうですね。

○事務局・佐甲主幹

それでいいですか。

○釧持部会長

相談の感覚だとBも。

○吉田委員

そうなるかと広がって行っちゃうんですね。Cだって。

○出井委員

そこだけは生育環境で変わってくるのかな。

○吉田委員

電車乗れちゃう方もいるんですよ。一人で通っていた方もいらっしゃるの。

手帳だけで言えばAか㊤かなって。

○中村委員

肢体不自由な方たちだと、生活はできるんですか。

○吉田委員

うちは、肢体不自由はいないです。

身体と精神はちょっと分からない。

○中村委員

体を動かせない方たちは完全に大変ですよ、脳性麻痺の方とか、それこそ。

○釧持部会長

1級とかだと、そんなイメージですよ。

○出井委員

精神はそんなに、明日困るという方がそんなにはいらっしゃらないかなと。長期的に困っていくだろうなという方で、多分、日常の生活動作というよりは、親御さんが何かあったときに、むしろメンタルの部分でパニックになって何かやらかしてしまわないかという心配の方が多いかなどは思っているので、ちょっとここの枠で私の考えで言うと、ちょっと当てはまらなくなってくるかなという感じはします。

○釧持部会長

であれば、今のお話でいくと知的障害のところと、身体。

○中村委員

自分で自由に動けないというのが問題だと思うので、身体の中でも1級。

○釧持部会長

1級でも1, 104人いらっしゃるの、ここでもいいのかなと思ったりもする。

○事務局・佐甲主幹

内部障害の1級って多いんですよね。ペースメーカーとかで1級になっちゃうので。だからもし、動けないということで困るよねということであれば、恐らく内部障害ではなくて、目とか耳でもなくて、肢体不自由というところで抽出した方が趣旨はいいのかな。

○釧持部会長

例えば、1級でかつ肢体不自由のみというふうなことはできる。

○事務局・佐甲主幹

できますよ、掛け合わせでできます、肢体不自由で何級とかって。

○釧持部会長

肢体不自由2級っていうのがちょっと分からないので、2級肢体不自由ぐらいが、先ほどおっしゃったように。1人で行けるのかというのが。

○事務局・佐甲主幹

例えば脳梗塞、脳出血で1級だと寝たきりのイメージね、ざっくりとした。

○釧持部会長

そうですね、2級でも上肢の機能を全廃したもの。下肢だと両下肢、2級もそんな感じですね、それでいくと。だから、1級、2級、2級以上か。

○事務局・佐甲主幹

1級、2級くらいで多分。

○釧持部会長

そうしたら今出ているところでいいですか。まとめちゃうと、まずは介護者が一人のみで、介護者が75歳以上。取りあえずいいですか。

○事務局・佐甲主幹

介護者が障害者だったりしたら、75歳じゃなくても。最初広く取った方がいいのであれば、入れた方がいいですね。

○釧持部会長

最初広く取るんだと、そうですね、一人しかいなくて。

○事務局・佐甲主幹

親じゃなくても兄弟でもある、兄弟で介助者が一人。これは親じゃなくてもいい、兄弟でもいいですかね。

○釧持部会長

障害の種別でいくと、身体だと肢体不自由の1、2級。知的障害だと㊤かA、区分は取りあえずいいですよ。ここを入れると絞れる感じになります。サービスにつながっていない。

○事務局・佐甲主幹

何でもいい、ヘルパーさんじゃなくてもいいし、何でもいいから目の前に登場していない人と思えばできる。

○釧持部会長

リスクが高いですよ。

○事務局・佐甲主幹

本人の年齢っていいんですけど。

○釧持部会長

本人の年齢は、今のAからDまでの条件でいくと年齢はどうですかね。

○中村委員

年齢は関係ないんじゃないですかね。

○事務局・佐甲主幹

18歳以上では。

○中村委員

それは、どこかにつながっているか。それを年齢にしたかということですね。

○事務局・佐甲主幹

学校つながっているから。

○釧持部会長

必然的に、大体こんな感じになる。

○事務局・佐甲主幹

障害者で、誰かに手伝ってもらわないと生活ができなくて、知的とか身体の手帳を持っていて、何のサービスも利用してなくて、市役所なんかも行っただことはないわという人で。

○中村委員

手帳持っているから、それないですよ。

○事務局・佐甲主幹

あと、介護者は75歳以上の母か、障害者手帳を持っている兄弟というイメージ。そういう人がどれくらいいるんですって。

○釧持部会長

それに当てはまる人がいたら、かなりのリスクですよ。

○戸倉副部会長

でも、一番最初に困りますよね。

○事務局・佐甲主幹

今晚困る人ですよ。誰ともつながっていないから、どこに相談していいのかも分からないから今晚困る人ですよ。

○釧持部会長

しかも、それが分からない可能性があるということですね。誰にもつながっていない。

○事務局・佐甲主幹

家に閉じこもっているかもしれない。

○釧持部会長

そういう方にどういうふうにしていくかというのが、この数が出れば、次。まとまった。よろしいですかね。

○事務局・佐甲主幹

出してみても、もしかしたら、もうちょっとこの条件もというのが出てくるかもしれないですね。

○釧持部会長

そうですね、広げないといけないかもしれないですね。これでいいか悪いか分からないですけど、ゼロの可能性も。だとしたら、例えばここをBまで広げてみたり、3級までにしてみたりという話にはなってくる、それは、でもお願いしておきましょうか。ゼロでしたって言ったら、次どうしましょうかということになる。

○事務局・佐甲主幹

そうしたら次までの間に、どういう条件を新たに広げた方がいいかというのを皆さんにお尋ねをしてみる。ゼロで次の会議ではもったいないので。ちょっとそこだけは考えます。

○出井委員

今出たそれぞれの条件だけで数字を出してもらって、全部内包した方みたいな形で出してもらったりとかできるんですか。

○事務局・佐甲主幹

やれるところまでやってみます。例えばこの手帳の何を持っている人がというのは、今日はあるけど、ただ、肢体不自由の1級は何人とかは出ていないので、そういうのは出せるので。

○釧持部会長

そうですね、この条件を満たす人がこれだけですというのだけ出されると、多分難しいので、それぞれはこうです。合わせたらこうです。そうすると、この条件はないけど、でもこれだけの条件が集まっていればハイリスクですよという話是可以する。

○事務局・佐甲主幹

これが少し見えてくると、朝霞市の優先順位が見えてくる。

○釧持部会長

では、大丈夫ですか。

皆さん、言い足りないことは。

ただ、今回これで出してみて、この後の議論を進めていければいいと思いますので、ありがとうございました。

事務局の方は、大丈夫ですか、今の条件これで。

では、議題（2）の『親亡き後』を見据えた支援について」というところで、次回に事務局の方で今出した条件のところを数を出していただいて、どういったアプローチができるかなというところの話を進めていければと思います。

よろしいですか。

では、議題の（2）の方は、特に御意見等なければこれぐらいにして。

---

◎2 議題 （3）その他

○釧持部会長

では、次の議題（3）「その他」に移りたいと思います。

委員の皆様から何かありますでしょうか。

○出井委員

8月からなんですけれども、ウェルビー朝霞台駅前センターの管理者が私に変わるということで、その報告だけしておきたいなと思います。今まで主任という立場だったんですけれども、今度から管理者になりますということで、よろしくをお願いします。

○釧持部会長

部会の方に出られるのは。

○出井委員

私になります。

○釘持部会長

ほかに、大丈夫ですか。

事務局の方からは、何か。

○事務局・芦田主任

今回の会議日の方をお伝えさせていただければと思っております。

次回会議日は、2022年1月12日水曜日、時間が15時から、場所は101会議室を予定しております。今回欠席された委員の方々にもですね、本会議内容を共有いたしますので、今回の議題2の内容を次回皆様で深めていただけたらと存じます。

○中村委員

午後2時ですか。

○事務局・芦田主任

午後3時ですね。失礼いたしました。

○釘持部会長

ほかにありますか、よろしいですか。

---

◎3 閉会

○釘持部会長

それでは、これもちまして、令和3年度2回朝霞市障害者自立支援協議会専門部会を終了とさせていただきます。

本日は、どうもありがとうございました。